

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学院の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者		カトリック大学 天理大学							
フリガナ 大学の名称		天理大学大学院							
大学本部の位置		奈良県天理市柚之内町1050番地							
大学の目的		天理大学大学院は、天理教教義に基づいて、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め文化の発展に寄与することを目的とする。							
新設研究科等の目的		宗教文化研究科宗教文化研究専攻は平成29（2017）年に開設したが、開設初年度より入学定員を充足できない状況が続き、令和3（2021）年度以降は入学者がなく、令和4（2022）年度以降は在学生もいない状況となっている。 このような状況を総合的に勘案し、教育研究の質の維持及び大学全体の教育資源の適正配分の観点から、令和9（2027）年度より学生募集を停止する。							
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業 年限	入学 定員 人	編入学 定員 人 年次	収容 定員 人	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次 年 月 第 年次	所在地
	宗教文化研究科 宗教文化研究専攻	2	0 (6)	—	0 (12)	修士（宗教文化研究）	文学関係	令和9年4月 第1年次	奈良県天理市柚之内町1050番地
	臨床人間学研究科 臨床心理学専攻	2	8 (8)	—	16 (16)	修士（臨床心理学）	文学関係	平成16年4月 第1年次	同上
	体育学研究科 体育学専攻	2	12 (12)	—	24 (24)	修士（体育学）	体育関係	平成27年4月 第1年次	同上
	計		20 (26)		40 (52)				
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		人文学部 宗教学科 [定員減] (△5) (令和9年4月) 国文学国語学科 [定員減] (△15) (令和9年4月) 歴史文化学科 [定員減] (△15) (令和9年4月) 心理学科 [定員減] (△5) (令和9年4月) 社会教育学科 [定員減] (△15) (令和9年4月) 社会福祉学科 [定員減] (△10) (令和9年4月) 国際学部 韓国・朝鮮語学科 [定員減] (△15) (令和9年4月) 中国語学科 [定員減] (△25) (令和9年4月) 英米語学科 [定員減] (△15) (令和9年4月) 外国語学科 [定員減] (△35) (令和9年4月) 日本学科 [定員減] (△10) (令和9年4月)						令23条の2第4項 ・減少変更前の収容定員の総数：3480人 ・減少変更後の収容定員の総数：2820人	
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数					修了要件単位数		
		講義 科目	演習 科目	実験・実習 科目	計 科目	単位			
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 （助手を除く）	
新設分	宗教文化研究科 宗教文化研究専攻	0人 (4)	0人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (5)	0人 (0)	0人 (0)	
	計	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (5)	0 (0)	— (—)	
既設分	臨床人間学研究科 臨床心理学専攻	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	
	体育学研究科 体育学専攻	8 (8)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	
	計	14 (14)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	— (—)	
合 計		14 (18)	11 (12)	0 (0)	0 (0)	25 (30)	0 (0)	— (—)	

職 種		専 属		その他		計			
事 務 職 員		105 (105)		25 (25)		130 (130)			
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
図 書 館 職 員		18 (18)		4 (4)		22 (22)			
そ の 他 の 職 員		9 (9)		0 (0)		9 (9)			
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		132 (132)		29 (29)		161 (161)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	342,216.76 m ²	0 m ²	0 m ²		342,216.76 m ²			
	そ の 他	28,069.17 m ²	0 m ²	0 m ²		28,069.17 m ²			
	合 計	370,285.93 m ²	0 m ²	0 m ²		370,285.93 m ²			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		82,951.71 m ² (82,951.71 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)		82,951.71 m ² (82,951.71 m ²)			
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室		講義室	実験・実習室	演習室		新設研究科等の 専任教員研究室			
		室	室	室		室			
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)		
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)		
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
		教員1人当り研究費等		390千円	390千円	－	－	－	
		共同研究費等		926千円	926千円	－	－	－	
		図書購入費	42,320千円	42,320千円	42,320千円	－	－	－	
		設備購入費	362千円	362千円	362千円	－	－	－	
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
			830千円	630千円	－	－	－		
学生納付金以外の維持方法の概要		寄付金、私立大学等経常費補助金、手数料、資産運用収入、雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	天理大学大学院							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地
	宗教文化研究科	年	人	年次 人	人	修士 (宗教文化研究)	0.00	平成29	奈良県天理市杣之内町1050番地
	宗教文化研究専攻	2	6	－	12				
	臨床人間学研究科					修士 (臨床心理学)	0.87	平成16	
	臨床心理学専攻	2	8	－	16				同上
	体育学研究科					修士 (体育学)	0.79	平成27	同上
体育学専攻	2	12	－	24					
	大 学 等 の 名 称	天理大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地
	人文学部	年	人	年次 人	人		0.65		奈良県天理市杣之内町1050番地
	宗教学科	4	20	－	60	学士 (宗教学)	0.43	令和6	
	国文学国語学科	4	40	－	120	学士 (国文学)	0.45	令和6	
	歴史文化学科	4	50	－	150	学士 (歴史文化学)	0.60	令和6	
	心理学科	4	40	－	120	学士 (心理学)	0.76	令和6	
	社会教育学科	4	40	－	120	学士 (社会教育学)	0.73	令和6	
	社会福祉学科	4	50	－	150	学士 (社会福祉学)	0.78	令和6	

既設大学等の状況	人間学部									
	宗教学科	4	—	—	—	学士（宗教学）	—	平成4	奈良県天理市杣之内町1050番地	
	人間関係学科	4	—	—	—		—	平成4		
						学士（臨床心理）				
						学士（生涯教育）				
						学士（社会福祉）				
	文学部						—			
	国文学国語学科	4	—	—	—	学士（国文学）	—	昭和24	奈良県天理市杣之内町1050番地	
	歴史文化学科	4	—	—	—	学士（歴史文化）	—	平成4		
	国際学部						0.56		奈良県天理市杣之内町1050番地	
	韓国・朝鮮語学科	4	40	—	120	学士（韓国・朝鮮語）	0.61	令和6		
	中国語学科	4	40	—	120	学士（中国語）	0.24	令和6		
	英米語学科	4	60	—	180	学士（英語）	0.70	令和6		
	外国語学科	4	60	—	345		0.28	平成22		
						学士（タイ語）				
						学士（インドネシア語）				
						学士（ドイツ語）				
						学士（フランス語）				
						学士（ロシア語）				
						学士（スペイン語）				
						学士（ブラジルポルトガル語）				
						学士（英語）				
						学士（中国語）				
						学士（韓国・朝鮮語）				
						学士（スペイン語またはブラジルポルトガル語）				
	国際文化学科	4	50	—	150	学士（国際文化学）	0.98	令和6		
	日本学科	4	40	—	120	学士（日本学）	0.50	令和6		
	地域文化学科	4	—	—	—	学士（地域文化）	—	平成22		
	体育学部						1.11		奈良県天理市田井庄町80	
	体育学科	4	240	—	920	学士（体育学）	1.11	昭和30		
	医療学部						0.94		奈良県天理市別所町80-1	
	看護学科	4	70	—	280	学士（看護学）	0.96	令和5		
	臨床検査学科	4	30	—	120	学士（臨床検査学）	0.88	令和5		
附属施設の概要		名称：天理大学附属天理図書館 目的：天理大学における教育研究に資するため、図書及びその他の資料を収集、整理、保存 所在地：奈良県天理市杣之内町1050番地 設置年月：大正14年8月 規模等：延面積 11,482㎡ 蔵書数 150万冊 名称：天理大学附属おやさと研究所 目的：天理教及び世界諸民族の宗教・文化を研究調査する 所在地：奈良県天理市杣之内町1050番地 設置年月：昭和17年12月 名称：天理大学附属天理参考館 目的：民俗学・民族学・考古学に関する学術研究資料を総合的に収集、整理、保存 所在地：奈良県天理市守目堂町250番地 設置年月：昭和5年4月 規模等：延面積 13,556㎡ 収蔵資料 30万点								

（注）

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人天理大学 設置認可等に関わる組織の移行表

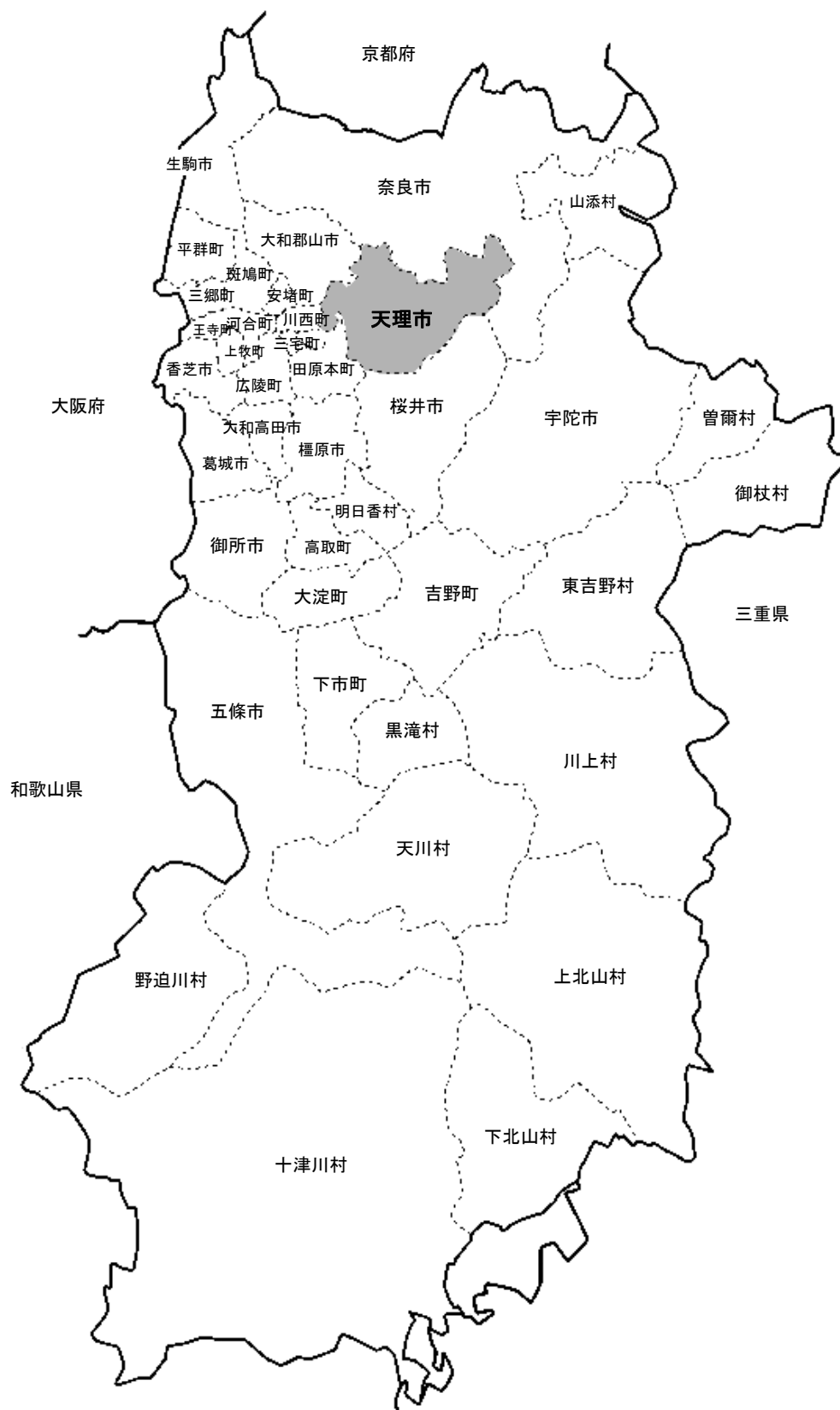
令和8年度

令和9年度

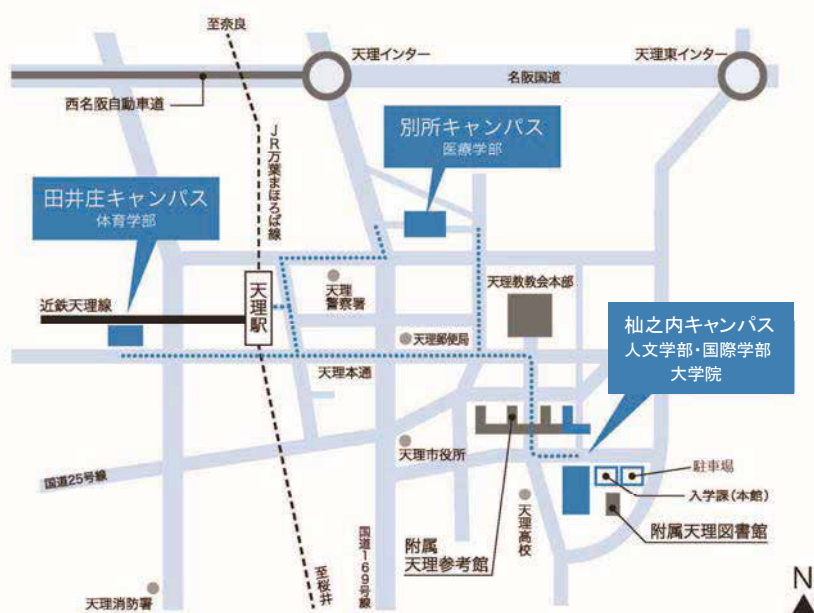
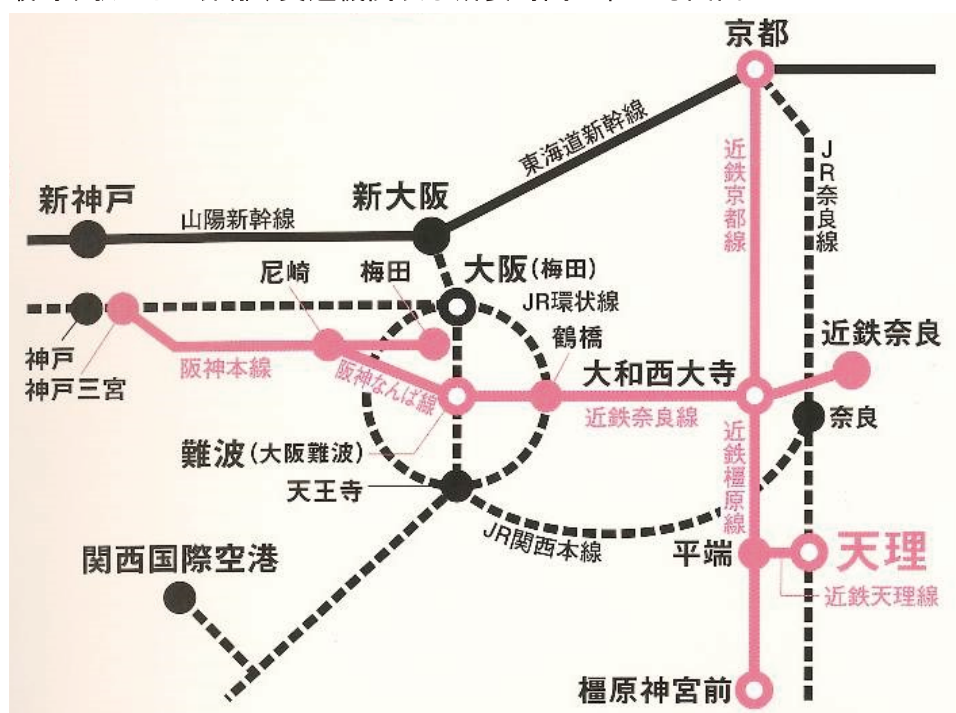
	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
天理大学大学院			
宗教文化研究科			
宗教文化研究専攻	6	—	12
臨床人間学研究科			
臨床心理学専攻	8	—	16
体育学研究科			
体育学専攻	12	—	24
合計	26	—	52
天理大学			
人文学部			
宗教学科	20	—	80
国文学国語学科	40	—	160
歴史文化学科	50	—	200
心理学科	40	—	160
社会教育学科	40	—	160
社会福祉学科	50	—	200
計	240	—	960
国際学部			
韓国・朝鮮語学科	40	—	160
中国語学科	40	—	160
英米語学科	60	—	240
外国語学科	60	—	240
国際文化学科	50	—	200
日本学科	40	—	160
計	290	—	1,160
体育学部			
体育学科	240	—	960
計	240	—	960
医療学部			
看護学科	70	—	280
臨床検査学科	30	—	120
計	100	—	400
合計	870	—	3,480

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
天理大学大学院				
宗教文化研究科				
宗教文化研究専攻	<u>0</u>	—	<u>0</u>	定員変更（△6）
臨床人間学研究科				
臨床心理学専攻	8	—	16	
体育学研究科				
体育学専攻	12	—	24	
合計	<u>20</u>	—	<u>40</u>	
天理大学				
人文学部				
宗教学科	<u>15</u>	—	<u>60</u>	定員変更（△5）
国文学国語学科	<u>25</u>	—	<u>100</u>	定員変更（△15）
歴史文化学科	<u>35</u>	—	<u>140</u>	定員変更（△15）
心理学科	<u>35</u>	—	<u>140</u>	定員変更（△5）
社会教育学科	<u>25</u>	—	<u>100</u>	定員変更（△15）
社会福祉学科	<u>40</u>	—	<u>160</u>	定員変更（△10）
計	<u>175</u>	—	<u>700</u>	
国際学部				
韓国・朝鮮語学科	<u>25</u>	—	<u>100</u>	定員変更（△15）
中国語学科	<u>15</u>	—	<u>60</u>	定員変更（△25）
英米語学科	<u>45</u>	—	<u>180</u>	定員変更（△15）
外国語学科	<u>25</u>	—	<u>100</u>	定員変更（△35）
国際文化学科	50	—	200	
日本学科	<u>30</u>	—	<u>120</u>	定員変更（△10）
計	<u>190</u>	—	<u>760</u>	
体育学部				
体育学科	240	—	960	
計	240	—	960	
医療学部				
看護学科	70	—	280	
臨床検査学科	30	—	120	
計	100	—	400	
合計	<u>705</u>	—	<u>2,820</u>	令第23条の2第4項

(1)都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



大学へのアクセス<天理駅から>

柚之内キャンパスへは

- ・通学バス(天理大学行)で約8分
- ・徒歩の場合 東へ約2km(約20分)

田井庄キャンパスへは

- ・徒歩 西へ約700m(約5分)

別所キャンパスへは

- ・徒歩 東へ約1.2km(約15分)
- ・バス利用で約10分

＜大阪から＞（所要時間約1時間）

近鉄奈良線「難波」駅より奈良行き(快速急行・急行)に乗車約35分、「大和西大寺」駅で下車。天理行き(急行)に乗車約20分、「天理」駅で下車。「大和西大寺」駅より橿原神宮前行きに乗車の場合は、「平端」駅下車、天理行きに乗り換え。

＜京都から＞（所要時間約1時間）

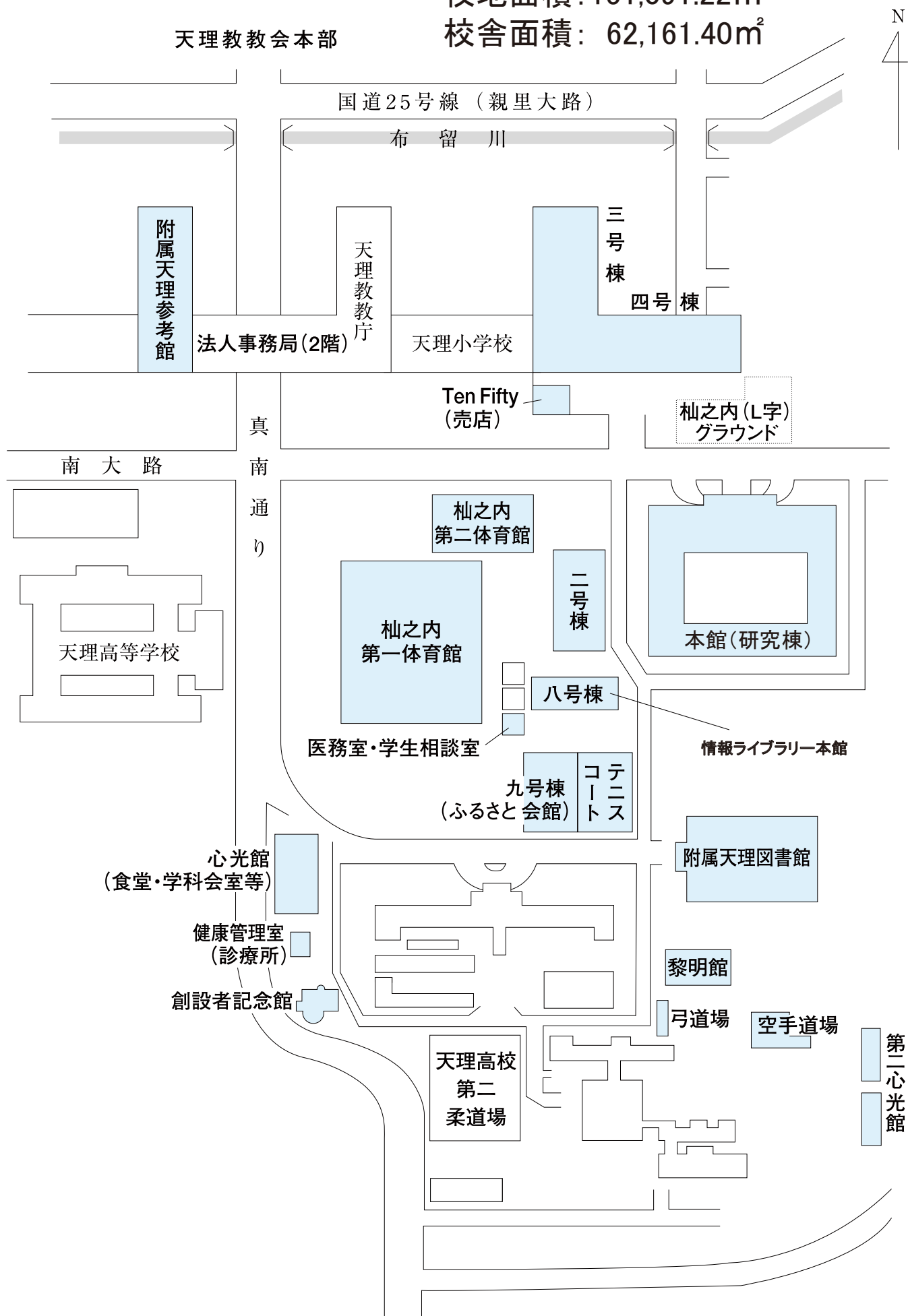
近鉄京都駅「京都」駅より天理行き(急行)に乗車約60分、「天理」駅で下車。「京都」駅より橿原神宮前行き(急行)に乗車の場合は、「平端」駅下車、天理行きに乗り換え。

＜神戸から＞（所要時間約1時間半）

阪神なんば線「三宮」駅より奈良行き(快速急行)に乗車約70分、近鉄奈良線「大和西大寺」駅で下車。
「大和西大寺」駅より橿原神宮前行き(急行)に乗車の場合は、「平端」駅下車、天理行きに乗り換え。

(3) 校舎、運動場等の配置図
 杣之内キャンパス

校地面積: 151,091.22m²
 校舎面積: 62,161.40m²



天理大学大学院学則（案）

令和 9 年 4 月 改正

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、天理大学学則第 2 条の 3 に基づき、天理大学大学院（以下「本大学院」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本大学院は、天理教教義に基づいて、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検・評価の組織及び方法については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第 3 条の 2 本大学院は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行う。

(課程)

第 4 条 本大学院の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第 2 章 研究科の組織、修業年限、学生の入学定員及び収容定員

(研究科組織)

第 5 条 本大学院に次の研究科と専攻を置く。

臨床人間学研究科	臨床心理学専攻
体育学研究科	体育学専攻

(研究科の教育研究上の目的)

第 5 条の 2 臨床人間学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

現代人の抱える心の問題は複雑化し、その解決には高度な専門的知識や援助技能が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、抽象的な人間理解にとどまることなく、具体的状況におかれた人間存在に関する総合的研究を行い、かつまた専門的な援助技術者を養成することを研究・教育目的とする。

第 5 条の 3 体育学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

ライフステージに応じたスポーツ活動を通じて、すべての人々が年齢や体力など自分にあったスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、高度な専門的知識や指導能力を有した人材の養成が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、体育・スポーツを科学的視点からその理論と応用について総合的研究を行い、かつまた高度で幅広い専門的能力を身につけた指導者を養成することを研究・教育目的とする。

(修業年限)

第6条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(1) 体育学研究科に在学する者で、長期履修学生制度を申請し、認可された者の標準修業年限は、3年とする。

(2) 前号の長期履修学生制度については、別に定める。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
臨床人間学研究科	臨床心理学専攻	8名	16名
体育学研究科	体育学専攻	12名	24名

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 各研究科における授業科目及び単位数は別表第Iに定めるとおりとし、天理大学大学院履修規則によって履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを原則とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の表示)

第11条 本大学院における授業科目の試験等の成績は、A・B・C・Fの4種の評語をもって表し、A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

評語	A	B	C	F
基準	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

(他の大学院における授業科目の履修)

第12条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生（以下、本大学院に在学する学生を総称するときは、単に「学生」という。）が、本大学院の定めるところにより他の大学の大学

学院（以下「他大学院」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（既修得単位の認定）

第13条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

第13条の2 第12条第1項及び第13条の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて20単位を超えないものとする。

（専修免許状の取得）

第14条 本大学院体育学研究科を修了し、教育職員免許法及び同施行法に定める科目、単位を修得した者は、中学校教諭専修免許状 教科「保健体育」及び高等学校教諭専修免許状 教科「保健体育」を取得することができる。

第4章 課程修了の認定

（修了要件）

第15条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を天理大学大学院履修規則に定めるところにより修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって、修士課程を修了したものとする。

（1）臨床人間学研究科 38単位以上

（2）体育学研究科 30単位以上

（最終試験）

第16条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域について行う。

（課程修了の認定）

第17条 課程修了の認定は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

第5章 学位の授与

（学位の授与）

第18条 本大学院の研究科において、修士課程修了の認定を得た者には修士の学位を授与する。

学位の授与に関する事項は、別に定める。

臨床人間学研究科	修士（臨床心理学）
体育学研究科	修士（体育学）

第 6 章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第 19 条 学長は、本大学院の校務を掌り所属職員を統督する。

2 各研究科の学務は研究科長が管掌する。

第 20 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格に該当する天理大学(以下「本大学」という。)教員がこれを担当する。

(研究科委員会)

第 21 条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第 22 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学生の学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第 23 条 学年、学期及び休業日については、本大学学則の規定を準用する。

第 8 章 入学、転入学、休学、留学、転学、退学、除籍、復学及び再入学

(入学及び修了の時期)

第 24 条 本大学院の入学の時期は学年の始めとし、修了の時期は学年の終わりとする。

(入学資格)

第 25 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考)

第 26 条 入学志願者には学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の選考方法、時期等については、別に定める。

(編入学及び転入学)

第 27 条 本大学院は、他大学院を修了した者あるいは退学した者で本大学院に編入学を志願する者、他大学院に在学する者で本大学院に転入学を志望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、前条に準ずる考査を経たうえで許可することがある。

(出願手続)

第 28 条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表第Ⅱに定める、所定の入学検定料を納入しなければならない。

(入学手続等)

第 29 条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

(休学)

第 30 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、学長に願い出て、許可を得なければならない。

2 前項の事由のある場合において、特に必要があると認めた者には、休学を命ずることができる。

3 休学期間は1年又は半年とする。

4 休学期間は通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は第6条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

(留学)

第 31 条 学生は、在学中、研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第6条の修業年限、在学年限に算入する。

3 留学の取扱については、別に定める。

(転学)

第 32 条 他大学院へ入学又は転学を志望する者は、その旨願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 33 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 34 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て除籍する。

(1) 正当な事由なく、第44条に定める授業料、教育設備充実費、実験・実習費を所定の期日までに納入しない者

(2) 在学期間が第6条第2項に規定する在学年限を超える者

(復学)

第 35 条 休学者が復学しようとするときは、復学する学期が始まるまでに復学願を研究科長に提出し、許可を得て復学することができる。

(再入学)

第 36 条 本大学院を退学した者で再び入学を志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合、退学後 2 カ年に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

第 9 章 科目等履修生・聴講生・研究生・特別聴講学生・委託学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 37 条 本大学院の一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の出願資格は、第 25 条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(聴講生)

第 38 条 本大学院の一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、研究科委員会は、相当の資格があると認めた者につき聴講生とすることができる。

(研究生)

第 39 条 本大学院の修士の学位を得た者で、高度の専門性を職業等に必要な高度の能力をさらに養うため研修を希望する者があるときは、研究生として許可することがある。

(特別聴講学生)

第 40 条 他大学院との協議に基づき、他大学院に在学中の学生で本大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

(委託学生)

第 41 条 公共団体その他の機関から、授業科目の受講及び研究指導の委託があったときは、学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、委託学生として受託することがある。

(外国人留学生)

第 42 条 外国人で本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志望する者があるときは、別に定める特別の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

(細則)

第 43 条 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

第 10 章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第 44 条 本大学院の入学金、授業料、教育設備充実費及び実験・実習費は、別表第Ⅲに定めるとおりとし、その納入及びその他については、別に定める。

2 前項の入学金、授業料、教育設備充実費及び実験・実習費は、所定の期日までに納入しなければならない。

第 45 条 既に納入した第 44 条に定める入学金、授業料、教育設備充実費及び実験・実習費

は返還しない。

第 46 条 休学を許可された者及び命ぜられた者についての授業料、教育設備充実費及び実験・実習費は、別に定める。

第 47 条 学期の途中において退学する者は、当該の学期分の授業料、教育設備充実費及び実験・実習費を納入しなければならない。

第 11 章 賞 罰

(褒賞)

第 48 条 人物及び学力優秀かつ他の模範となる学生に対して学長は、研究科委員会の意見を徴し、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第 49 条 学生にその本分に反する行為のあったときは、研究科委員会及び全学協議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 研究施設及び設備等

(研究施設)

第 50 条 学生は、研究達成のため、本大学の施設設備を利用することができる。

2 本大学院に、天理大学カウンセリングルーム、学生の研究室その他の研究施設を設ける。

(福利厚生施設)

第 51 条 学生は、本大学の福利厚生施設を利用することができる。

第 13 章 そ の 他

(その他)

第 52 条 この大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は天理大学学則を準用する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

本学則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

別表第Ⅰ 研究科授業科目一覧表（第8条関係）

臨床人間学研究科 臨床心理学専攻
基幹科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
天理教人間学特論	2	

臨床科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
臨床心理学特論 1		2
臨床心理学特論 2		2
臨床心理面接特論 1（心理支援に関する理論と実践）		2
臨床心理面接特論 2		2
臨床心理査定演習 1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
臨床心理査定演習 2	2	
臨床心理基礎実習 1	1	
臨床心理基礎実習 2	1	
臨床心理演習	4	
心理実践実習 1	2	
臨床心理実習 1（心理実践実習 2）		2
臨床心理実習 2		1
心理実践実習 3 春		2
心理実践実習 3 秋		2
心理実践実習 4 春		2
心理実践実習 4 秋		2
心理実践実習 5		2
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2
教育分野に関する理論と支援の展開		2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2
心の健康教育に関する理論と実践		2

関連科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
心理統計法特論		2
臨床心理学研究法特論		2
臨床人格心理学特論		2
発達心理学特論		2
心理療法特論		2
心理療法と宗教		2
現代社会と宗教		2
投影法特論		2

研究科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
臨床心理学課題演習	2	
臨床心理学課題研究	2	

体育学研究科 体育学専攻
共通科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
体育・スポーツ学特論	2	
体育学特別研究Ⅰ	2	
体育学特別研究Ⅱ	2	
体育学特別研究Ⅲ	2	
保健体育科指導特別演習		2
体育科指導実践実習		2
インターンシップ		4
海外インターンシップ		2
学校インターンシップ		2

専門科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
武道・スポーツ文化研究法		2
武道学特論（剣道）		2
武道学特論（柔道）		2
武道指導特論		2
スポーツ比較文化特論		2
スポーツマネジメント特論		2
スポーツ運動学特論		2
保健・スポーツ教育研究法		2
体育科教育学特論		2
体育科指導特論		2
学校保健学特論		2
身体表現学特論		2
野外教育学特論		2
スポーツ心理学特論		2
生涯スポーツ特論		2
健康・スポーツ科学研究法		2
体力科学特論		2
スポーツ医学特論		2
トレーニング科学特論		2
スポーツ栄養学特論		2
スポーツバイオメカニクス特論		2
コーチング科学特論		2
健康生理学特論		2
運動生理学特論		2

演習科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
武道学演習（剣道）		2
武道学演習（柔道）		2
武道指導演習		2
スポーツ比較文化演習		2
スポーツマネジメント演習		2
スポーツ運動学演習		2
学校保健学演習		2
体育科教育学演習		2
体育科指導演習		2
身体表現学演習		2
野外教育学演習		2
スポーツ心理学演習		2
生涯スポーツ演習		2
体力科学演習		2
スポーツ医学演習		2
トレーニング科学演習		2
スポーツ栄養学演習		2
スポーツバイオメカニクス演習		2
コーチング科学演習		2
健康生理学演習		2
運動生理学演習		2

別表第Ⅱ 入学検定料（第28条関係）

入学検定料	35,000円
-------	---------

別表第Ⅲ 学費（第44条関係）

研究科	年次	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
臨床人間学	第1年次	200,000	550,000	80,000	120,000	950,000
体育学	第2年次		550,000	80,000	120,000	750,000

本学卒業生の入学金については、その半額とする。

当該修業年限を超えて在学する者の授業料は、次のとおりとする。

	年 額
授業料A	300,000円（固定）
授業料B	25,000円×登録単位数

教育設備充実費及び実験・実習費は、入学年度の基準による。

体育学研究科に在学する者で、長期履修学生制度（第6条第1項第1号関係）の申請を許可された者の授業料等は、次のとおりとする。

	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
第1年次	200,000	367,000	54,000	120,000	741,000
第2年次		367,000	54,000	120,000	541,000
第3年次		366,000	52,000	60,000	478,000

「天理大学大学院学則案」変更事項を記載した書類

1. 宗教文化研究科の廃止に伴う変更

同研究科に関する下記の条文を削除

(第 5 条、第 5 条の 4、第 6 条、第 7 条、第 15 条、第 18 条、別表第 I、別表第 III)

改正後（新）

（趣旨）
第 1 条～第 4 条 （省略）

（研究科組織）
第 5 条 本大学院に、次の研究科と専攻を置く。
臨床人間学研究科 臨床心理学専攻
体育学研究科 体育学専攻
（削除）

（研究科の教育研究上の目的）
第 5 条の 2 臨床人間学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
現代人の抱える心の問題は複雑化し、その解決には高度な専門的知識や援助技能が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、抽象的な人間理解にとどまることなく、具体的状況におかれた人間存在に関する総合的研究を行い、かつまた専門的な援助技術者を養成することを研究・教育目的とする。
第 5 条の 3 体育学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
ライフステージに応じたスポーツ活動を通じて、すべての人々が年齢や体力など自分にあったスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、高度な専門的知識や指導能力を有した人材の養成が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、体育・スポーツを科学的視点からその理論と応用について総合的研究を行い、かつまた高度で幅広い専門的能力を身につけた指導者を養成することを研究・教育目的とする。
（削除）

（修業年限）
第 6 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。
（1）体育学研究科に在学する者で、長期履修学生制度を申請し、認可された者の標準修業年限は、3 年とする。
（2）前号の長期履修学生制度については、別に定める。

（入学定員及び収容定員）
第 7 条 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
臨床人間学研究科	臨床心理学専攻	8 名	1 6 名
体育学研究科	体育学専攻	1 2 名	2 4 名

（削除）

改正前（旧）

（趣旨）
第 1 条～第 4 条 （省略）

（研究科組織）
第 5 条 本大学院に、次の研究科と専攻を置く。
臨床人間学研究科 臨床心理学専攻
体育学研究科 体育学専攻
宗教文化研究科 宗教文化研究専攻

（研究科の教育研究上の目的）
第 5 条の 2 臨床人間学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
現代人の抱える心の問題は複雑化し、その解決には高度な専門的知識や援助技能が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、抽象的な人間理解にとどまることなく、具体的状況におかれた人間存在に関する総合的研究を行い、かつまた専門的な援助技術者を養成することを研究・教育目的とする。
第 5 条の 3 体育学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
ライフステージに応じたスポーツ活動を通じて、すべての人々が年齢や体力など自分にあったスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、高度な専門的知識や指導能力を有した人材の養成が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、体育・スポーツを科学的視点からその理論と応用について総合的研究を行い、かつまた高度で幅広い専門的能力を身につけた指導者を養成することを研究・教育目的とする。
~~第 5 条の 4 宗教文化研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
世界のグローバル化が進む現代社会において、宗教を基盤とする宗教文化に対する理解が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、宗教理解は人間理解との視点から世界の多様な宗教文化に関する総合的研究を行い、かつまた専門的知識と幅広い能力を生かして宗教間の対話や協力に貢献するとともに、異文化の懸け橋として指導的役割を果たすことができる人材を養成することを研究・教育目的とする。~~

（修業年限）
第 6 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。
（1）体育学研究科及び宗教文化研究科に在学する者で、長期履修学生制度を申請し、認可された者の標準修業年限は、3 年とする。
（2）前号の長期履修学生制度については、別に定める。

（入学定員及び収容定員）
第 7 条 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
臨床人間学研究科	臨床心理学専攻	8 名	1 6 名
体育学研究科	体育学専攻	1 2 名	2 4 名
宗教文化研究科	宗教文化研究専攻	6 名	1 2 名

(教育方法等)
第 8 条～第14条 (省略)

(修了要件)
第15条 修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、次の各号に定める単位を天理大学大学院履修規則に定めるところにより修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって、修士課程を修了したものとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 臨床人間学研究科 | 3 4 単位以上 |
| (2) 体育学研究科 | 3 0 単位以上 |
| (削除) | |

(最終試験)
第16条～第17条 (省略)

(学位の授与)
第18条 本大学院の研究科において、修士課程修了の認定を得た者には修士の学位を授与する。学位の授与に関する事項は、別に定める。

臨床人間学研究科	修士（臨床心理学）
体育学研究科	修士（体育学）
(削除)	

(教員組織)
第19条～第52条 (省略)
附 則
(省略)
附 則

本学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本改正学則施行以前に入学した学生については、従前の例による。

(教育方法等)
第 8 条～第14条 (省略)

(修了要件)
第15条 修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、次の各号に定める単位を天理大学大学院履修規則に定めるところにより修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって、修士課程を修了したものとする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 臨床人間学研究科 | 3 4 単位以上 |
| (2) 体育学研究科 | 3 0 単位以上 |
| (3) 宗教文化研究科 | 3 2 単位以上 |

(最終試験)
第16条～第17条 (省略)

(学位の授与)
第18条 本大学院の研究科において、修士課程修了の認定を得た者には修士の学位を授与する。学位の授与に関する事項は、別に定める。

臨床人間学研究科	修士（臨床心理学）
体育学研究科	修士（体育学）
宗教文化研究科	修士（宗教文化研究）

(教員組織)
第19条～第52条 (省略)
附 則
(省略)
(追加)

別表第Ⅰ 研究科授業科目一覧表（第8条関係）

臨床人間学研究科 臨床心理学専攻～体育学研究科 体育学専攻 （省略）

（削除）

別表第Ⅰ 研究科授業科目一覧表（第8条関係）

臨床人間学研究科 臨床心理学専攻～体育学研究科 体育学専攻 （省略）

宗教文化研究科—宗教文化研究専攻
共通科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
宗教文化研究 1-	2	
宗教文化研究 2-	2	
宗教研究史 1-	2	
宗教研究史 2-	2	
比較宗教研究 1-	2	
比較宗教研究 2-	2	
宗教と現代世界	2	
宗教と現代思想	2	
天理教研究 1-	2	
天理教研究 2-	2	

専門科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
宗教文化研究演習 1-		2
宗教文化研究演習 2-		2
宗教史研究演習 1-		2
宗教史研究演習 2-		2
天理教研究演習 1-		2
天理教研究演習 2-		2
海外研究プロジェクト		2

研究科目

科 目 名	単 位	
	必 修	選 択
宗教文化課題研究 1-	2	
宗教文化課題研究 2-	2	

別表第Ⅱ 入学検定料（第28条関係） （省略）

別表第Ⅱ 入学検定料（第28条関係） （省略）

別表第Ⅲ 学費（第44条関係）

研究科	年次	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
臨床人間学	第1年次	200,000	550,000	80,000	120,000	950,000
体育学	第2年次		550,000	80,000	120,000	750,000

（削除）

本学卒業生の入学金については、その半額とする。

当該修業年限を超えて在学する者の授業料は、次のとおりとする。

	年 額
授業料A	300,000円（固定）
授業料B	25,000円×登録単位数

教育設備充実費及び実験・実習費は、入学年度の基準による。

体育学研究科に在学する者で、長期履修学生制度（第6条第1項第1号関係）の申請を許可された者の授業料等は、次のとおりとする。

	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
第1年次	200,000	367,000	54,000	120,000	741,000
第2年次		367,000	54,000	120,000	541,000
第3年次		366,000	52,000	60,000	478,000

（削除）

別表第Ⅲ 学費（第44条関係）

研究科	年次	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
臨床人間学	第1年次	200,000	550,000	80,000	120,000	950,000
体育学	第2年次		550,000	80,000	120,000	750,000
宗教文化	第1年次	200,000	550,000	80,000		830,000
	第2年次		550,000	80,000		630,000

本学卒業生の入学金については、その半額とする。

当該修業年限を超えて在学する者の授業料は、次のとおりとする。

	年 額
授業料A	300,000円（固定）
授業料B	25,000円×登録単位数

教育設備充実費及び実験・実習費は、入学年度の基準による。

体育学研究科に在学する者で、長期履修学生制度（第6条第1項第1号関係）の申請を許可された者の授業料等は、次のとおりとする。

	入学金	授業料	教育設備充実費	実験・実習費	年 額
第1年次	200,000	367,000	54,000	120,000	741,000
第2年次		367,000	54,000	120,000	541,000
第3年次		366,000	52,000	60,000	478,000

宗教文化研究科に在学する者で、長期履修学生制度（第6条第1項第1号関係）の申請を許可された者の授業料等は、次のとおりとする。

	入学金	授業料	教育設備充実費	年 額
第1年次	200,000	367,000	54,000	621,000
第2年次		367,000	54,000	421,000
第3年次		366,000	52,000	418,000

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【目次】

ア	学則変更（収容定員変更）の内容	2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	2

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

天理大学大学院宗教文化研究科宗教文化研究専攻は、令和 9 年度より学生募集を停止する。学生募集の停止に伴い、下表のとおり変更する。

研究科	専攻	変更前		変更後	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
宗教文化研究科	宗教文化研究専攻	6	12	0	0

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

平成 29（2017）年に「世界のグローバル化が進む現代社会において、宗教を基盤とする宗教文化に対する理解が必要とされる。そうした社会の要請に応えるために、宗教理解は人間理解との視点から世界の多様な宗教文化に関する総合的研究を行い、かつまた専門的知識と幅広い能力を生かして宗教間の対話や協力に貢献するとともに、異文化の懸け橋として指導的役割を果たすことができる人材を養成することを研究・教育目的とする。」との教育研究上の目的を掲げ、宗教文化研究科宗教文化研究専攻を開設した。

しかしながら、開設初年度より入学定員 6 名を充足できない状況が続いており、令和 3（2021）年度以降は入学者がなく、令和 4（2022）年度以降は在学生もいない状況となっている。

このような状況を踏まえ、本研究科本専攻の在り方について検討を重ねてきた。その結果、社会的要請に応える教育目的自体は現在においても重要性を有するものの、近年の大学院進学志向の変化や社会情勢の影響等により、学生確保が困難な状況にあると判断した。

こうした現状を総合的に勘案し、教育研究の質の維持及び大学全体の教育資源の適正配分の観点から、本研究科本専攻の在り方について見直しを行う必要があるとの結論に至った。

以上のことから、宗教文化研究科宗教文化研究専攻は、学生募集を停止することとなり、その旨を令和 8（2026）年 3 月に報告し、このたびの収容定員に係る学則の変更において、入学定員及び収容定員を 0 名に変更する。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

学生募集停止による収容定員の変更である。現在、宗教文化研究科宗教文化研究専攻には在籍学生がいないため教育課程等の変更はない。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学生募集停止による収容定員の変更である。現在、宗教文化研究科宗教文化研究専攻には在籍学生がいないため教育方法及び履修指導方法の変更はない。

(ウ) 教員組織の変更内容

学生募集停止による収容定員の変更である。宗教文化研究科宗教文化研究専攻に関する教員組織は令和8年度をもって廃止する。

(エ) 施設・設備の変更内容

学生募集停止による収容定員の変更であり、施設・設備の変更はない。宗教文化研究科宗教文化研究専攻が使用している施設・設備は、本学で引き続き使用する。

学生の確保の見通し等を記載した書類

【目次】

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
(2) 人材需要の社会的な動向	2
(3) 学生確保の見通し	2
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	2

(1) 収容定員を変更する組織の概要

- ①収容定員を変更する組織の概要
- ②収容定員を変更する組織の特色

学生募集を停止するものであるため該当なし

(2) 人材需要の社会的な動向

- ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析
- ②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析
- ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
- ④既設組織の定員充足の状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

(3) 学生確保の見通し

- ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
- ②競合校の状況分析（立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）
- ③先行事例分析
- ④学生確保に関するアンケート調査
- ⑤人材需要に関するアンケート調査等

学生募集を停止するものであるため該当なし

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生募集を停止するものであるため該当なし

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ナガオ ヒナオ 永尾 比奈夫 ＜令和5年4月＞		Master of Arts in Religious Studies (米国)		天理大学 学長 (令和7.4～令和10.3)